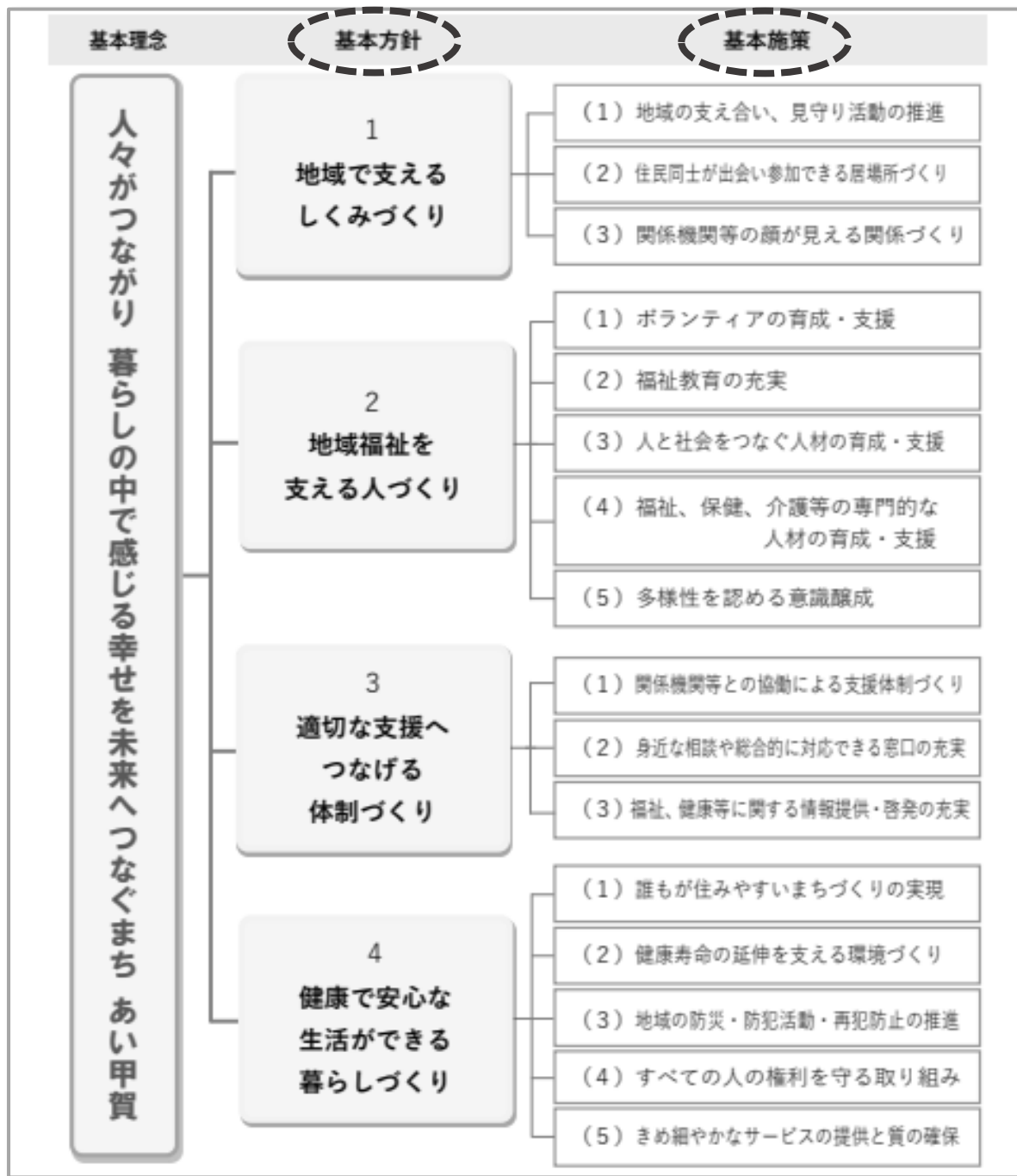


第 2 次甲賀市地域福祉計画 〈第 3 期見直し版〉

令和 7 年度 取組結果の報告

甲賀市 健康福祉部 地域共生社会推進課



取組結果報告の見方について

- 左記は地域福祉計画の体系を示す図となります。（本計画46ページ）
- 取組結果報告は、計画体系の基本方針及び基本施策の番号順に掲載しています。
- 本計画第4章「施策の展開」と照らし合わせてご確認ください。

評価について

→第2次甲賀市総合計画 第1期基本・実施計画の事務事業評価に準じる
A, B, C, Dの4段階で評価

評価	
A	行動計画、成果指標のいずれもが「実績（実績値）＞計画（目標値）」
B	行動計画、成果指標の一方が「実績（実績値）≧計画（目標値）」で、他方が「実績（実績値）＜計画（目標値）」
C	行動計画、成果指標のいずれもが「実績（実績値）＜計画（目標値）」であるが、その差が10%未満
D	行動計画、成果指標のいずれもが「実績（実績値）＜計画（目標値）」であるが、その差が10%以上

第2次甲賀市地域福祉計画 行政の取組 事業一覧（第4章 関連）

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
1	(1)	生活困窮者の自立支援の充実	共助の基盤づくり事業	生活困窮者の自立を促進するため、地域におけるニーズや生活課題の把握、住民主体の活動支援・居場所づくり等の地域における共助の取組に対し補助を行う。	甲賀市社会福祉協議会のフードバンク事業に対し補助を行った。 フードバンク運営 4か所（水口、甲賀、信楽、甲南）	B	甲賀市社会福祉協議会のフードバンク事業に対し補助を行う。	生活支援課
1	(1)	障がいがある人や生きづらさを抱える人の就労支援	関係機関との協力連携・継続的な就労支援実	労働、福祉、教育、医療分野との協力・連携を行い、障がいのある方一人ひとりの状況を確認し、支援機関が共通の目的と方針を持って支援できる体制を構築する。	場面、個別の状況を的確に把握し、ニーズの多様化に対応できる体制づくりに継続して努めた。 一般就労が困難な障がい者に寄り添い自立を支援するため「障害者働き・暮らし応援センター」の就労サポーター設置に補助を行い、職場適応・定着が出来るよう支援した。	B	労働、福祉、教育、医療分野との協力・連携を行い、障がいのある方一人ひとりの状況を確認し、支援機関が共通の目的と方針を持って支援できる体制を構築する。	障がい福祉課
1	(1)	障がいがある人や生きづらさを抱える人の就労支援	障がい者就職面接会開催事業	障がい者対象の就職面接会等を開催するなど雇用促進につながる取り組みを行う。就職面接会の開催にあたっては、引き続き湖南市と合同で開催する。	ハローワーク甲賀、働き・暮らし応援センター等の関係機関と協力・連携し、湖南市と合同で「甲賀市・湖南市障がい者合同就職面接会」を開催した。 日時：令和7年11月13日 場所：碧水ホール 出展企業：12社（甲賀市8社、湖南市4社） 参加者28名、採用人数4名	A	障がい者対象の就職面接会等を開催するなど雇用促進につながる取り組みを行う。就職面接会の開催にあたっては、引き続き湖南市と合同で開催する。	商工労政課
1	(1)	介護者への支援の充実	介護家族者支援事業	介護者の会への支援をすることにより、介護者のつながりを深めると共に、介護への負担軽減を図る。 また、個別の中で家族支援が必要な場合は、地域包括支援センター職員により対応を図る。	介護家族等地域交流事業補助金（甲賀市介護者の会）380,000円 各地域包括支援センターにおいて、訪問や面接等を通じて個々事例の家族支援を実施。	B	介護者の会への支援をすることにより、介護者のつながりを深めると共に、介護への負担軽減を図る。 また、個別の中で家族支援が必要な場合は、地域包括支援センター職員により対応を図る。	長寿福祉課
1	(1)	介護者への支援の充実	短期入所事業（ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他必要な日常生活の支援を行う。	短期入所事業：のべ514人利用	B	居宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他必要な日常生活の支援を行う。	障がい福祉課
1	(1)	認知症対策等の充実	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成講座の開催を支援する。	甲賀市社会福祉協議会に委託し各地域において、認知症キャラバンメイトを中心に認知症サポーター養成講座（25回、347人養成、累計15,881人）を開催することで、認知症に関する啓発を実施。	B	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成講座の開催を支援する。受講者がその後の活動として、チームオレンジの活動に参加していただけるように啓発していく。	長寿福祉課
1	(1)	認知症対策等の充実	徘徊高齢者家族支援事業	市内在住の介護者が利用する携帯型発信機器の利用費用の一部の助成を行い、認知症高齢者の早期発見及び安全の確保を図る。	徘徊高齢者家族支援サービス助成事業：37,800円 助成対象者：6人	B	市内在住の介護者が利用する携帯型発信機器の利用費用の一部の助成を行い、認知症高齢者の早期発見及び安全の確保を図る。サービス利用者増加に向けた取り組み、および事業内容の検討を行う。	長寿福祉課
1	(1)	認知症対策等の充実	徘徊高齢者事前登録事業	認知症等の原因により徘徊のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に早期発見・早期保護できるよう、事前に登録した情報を一元化することにより、徘徊高齢者の安全と家族への支援を図る。	徘徊高齢者事前登録事業：無料 登録者：87人	A	認知症等の原因により徘徊のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に早期発見・早期保護できるよう、事前に登録した情報を一元化することにより、徘徊高齢者の安全と家族への支援を図る。	長寿福祉課
1	(1)	子育て世代に対する見守りの推進	こんにちは赤ちゃん事業	生後3ヶ月の乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援の情報提供、養育環境を把握し、子育ての孤立化防止、不安感の軽減を図る。	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会へ業務委託している。訪問承諾 352件（全体の約88.2%）子育ての孤立化予防を目的に、不安や悩みの傾聴、情報提供、養育環境の把握を行った。	A	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会へ業務委託を行い、生後3ヶ月の乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援の情報提供、養育環境を把握し、子育ての孤立化防止、不安感の軽減を図っていく予定。	家庭児童相談室

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
1	(1)	子育て世代に対する見守りの推進	新生児訪問	家庭児童相談室において、妊産婦、18歳未満の子どもとその家族を対象に、相談援助を行う。また、DV被害者とその子どもに対しても相談援助を行う。	児童やその家族、特定妊婦に対して相談援助を行い、学校、保育園等、庁内支援機関との連携や実務者を対象にした研修会により、相談・通告件数が増加し早期の気づき、支援につながっている。また、母子生活支援施設に入所措置を行ったケースに対して自立に向けた継続支援を行った。 児童新規通告相談数：641件 女性相談数：実68件(延べ362件)	A	児童やその家族、特定妊婦に対して相談援助を行い、学校、保育園等、庁内支援機関との連携や実務者を対象にした研修会を継続することにより、虐待の未然防止や早期の気づき、支援につなげる。	家庭児童相談室
1	(1)	子育て世代に対する見守りの推進	母子保健事業	要保護児童や要支援児童、特定妊婦の適切な保護を図るために必要な情報交換。要保護児童等に対する支援の協議。児童虐待防止にかかる啓発。	代表者会1回、実務者会議12回、ケース会議119回開催した。実務者を対象に研修会を行い、学校・保育所、保健センター、医療機関等との連携を深めた。	A	代表者会、実務者会議、ケース会議の開催、実務者を対象にした研修会を継続して行うことにより学校・保育所、保健センター、医療機関等との連携を強化する。	家庭児童相談室
1	(1)	☑️ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー等困難な状況にあるこどもの居場所づくりやオンラインサロンの実施に対して補助を行う。ヤングケアラー啓発のための研修を実施する。	甲南会による、こどもの居場所「凧」とオンラインサロン「n a g i」の実施に補助を行い、ヤングケアラーの見守り支援を実施した。 ヤングケアラー啓発のため、映画「猫と私と、もう1人のネコ」を上映し、映画を通じてヤングケアラーの実情と多様な感情に触れ、理解を深めた。	B	ヤングケアラー等困難な状況にあるこどもの居場所づくりやオンラインサロンの実施に対して補助を行う。 ヤングケアラー啓発のための研修を実施する。	子育て政策課
1	(1)	☑️地域づくり事業	子育て支援センター運営（地域子育て支援拠点）事業	身近な地域での子育て親子の交流を提供し、講座などを通して子育ての不安の解消を目的とする。また、地域ぐるみで子育てに関心を持ち、支援することで子育て家庭の孤立を防ぐ。	子育て支援センター5か所で実施し、乳幼児期の親子の交流の場の提供や子育てサークルの支援、ネットワーク地域会議での情報交換等を行った。	B	子育て家庭の保護者と子どもの交流の場の提供や、子育て講習の実施、子育て等に関する相談・助言、子育て関連情報の提供を通して子育ての不安感等を緩和し子どもの健やかな育ちを支援する。	子育て政策課
1	(1)	☑️地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場などの活動を支援する。	100歳体操の開催・開催支援を行った。（支援団体数125団体、参加者1,957人、支援回数176回） 介護予防普及啓発（出前講座）を行った。（117回、参加人数 1,858人） ボランティアポイント制度 登録者数 17人 高齢者介護予防事業費補助金申請団体数 120団体	B	介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場などの活動を支援する。	長寿福祉課
1	(1)	☑️地域づくり事業	地域活動支援センターの事業	地域で実施されている個別の地域活動や居場所づくりと、それに取組む人を把握し、「人と人」「人と地域活動・居場所」をつなぎ合わせて、地域における活動の活性化を図る。	地域活動支援センターは、Ⅰ型ではしろやまに委託してサロンを開催し、居場所づくりの提供をするとともに、Ⅱ型では余暇活動などの実施。	B	地域で実施されている個別の地域活動や居場所づくりと、それに取組む人を把握し、「人と人」「人と地域活動・居場所」をつなぎ合わせて、地域における活動の活性化を図る。	障がい福祉課
1	(2)	☑️居場所づくり	コミュニティセンターの設置	コミュニティセンターを中心に、地域住民による自主的な地域づくりを促進し、地域住民の相互交流、社会教育、地域共生、防災等の総合的な地域活動の推進に寄与するための拠点とする。	地域住民が集う場所及び自治振興会・まちづくり協議会の活動拠点としてコミュニティセンターを運営し、地域要望や、コミュニティの運営など地域の困りごとの相談などを実施する。（地域ごとにコミュニティ担当者を配置）	B	自治振興会・まちづくり協議会への支援を充実し、令和8年度からの新たな交付金制度の運用や地域支援員に対する研修会の実施、指定管理をはじめとする地域の活動拠点として更なる活用を促進する。	市民活動推進課
1	(2)	☑️居場所づくり	区・自治会の支援	相互扶助の暮らしやすい地域づくりの推進のため、区・自治会と市が協力し合える関係をつくり、必要な支援を行う。	地域コミュニティ活動の充実化に向け、コミュニティ助成事業3件（川西区、神保区、柏貴区）を実施。	B	相互扶助の暮らしやすい地域づくりの推進のため、区・自治会と市が協力し合える関係をつくり、必要な支援を行う。また、コミュニティ助成事業2件（山区、宇田区）を実施する。	市民活動推進課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
1	(2)	☑居場所づくり	こうか市民共生ネットワーク	こうか市民共生ネットワーク登録団体がつながって実施する事業や活動を支援する。	人権啓発事業助成金による事業が1件実施され、地域課題の解決に向けた取組がなされた。	B	登録団体同士のつながりを活発にし、多くの人権啓発事業助成金による事業実施につなげる。	人権推進課
1	(2)	☑居場所づくり	高齢者向け教室	各地域総合センターにおいて、創作、健康づくり、サロン、日常生活訓練等の交流の場を創出することにより、高齢者の自立を促進し、仲間づくり、生きがいづくりにつなげる。	各地域総合センターにおいて、頭も身体も動かす体操やふれあいサロン、季節に応じたイベント、高齢者向けの各種教室等を通じて、高齢者の自立を促進し、仲間づくり、生きがいづくりにつなげた。	B	各地域総合センターにおいて、引き続き、いきいき百歳体操やサロン、高齢者向けの各種教室を開催する。	人権推進課
1	(2)	☑居場所づくり	空家等対策事業	空家等の発生の予防、空き家等・跡地の活用、空き家等・跡地の適正な管理を柱として、地域コミュニティの維持や本市全体の活力の維持・向上を目指して総合的に対策を推進する。	新たな空家対策施策の展開に向け「甲賀市空家等対策計画」の中間見直しを行った。また、8件の除却補助を交付し、空家バンク制度の活用した成約数は13件となった。なお、年3回の出前講座を実施し市民意識の高揚に向けての取り組みに努めた。	B	引き続き、空き家の予防・活用・適正管理に努めるとともに、令和5年度の法改正で新設された「空き家等管理活用支援法人」の方向性の検討を行う。	住宅建築課
1	(2)	☑居場所づくり	母子保健事業	乳幼児、父母等に対して、地域やサロンなどにおいて関係機関と連携し支援を行う。	子育て支援センターと連携し、出産後のママやお子さんが地域で孤立しないようリトルママサロンを開催した。	B	子育て支援センター、民生委員児童委員等と連携を行う	子育て政策課
1	(2)	☑居場所づくり	母子保健事業	乳幼児、父母等に対して、地域やサロンなどにおいて関係機関と連携し支援を行う。	子育て支援センターと連携し、出産後のママやお子さんが地域で孤立しないようリトルママサロンを開催した。	B	子育て支援センター、民生委員児童委員等と連携を行う	子育て政策課
1	(2)	☑居場所づくり	障がいのある人とのふれあい・交流機会の促進	障がいのある人の生活実態を市民に伝え、社会の一員としての理解を深め、交流の促進を図るために市民とのふれあいと交流の場をつくる。	サロンの開催を引き続き、「しろやま」で開催されている。	A	障がいのある人の生活実態を市民に伝え、社会の一員としての理解を深め、交流の促進を図るために市民とのふれあいと交流の場をつくる。	障がい福祉課
1	(2)	☑参加支援事業	参加支援事業	甲賀市社会福祉協議会に業務委託し、本人や世帯が地域社会との関わり方を自らで選び、役割を見出せるように多様な接点を確保することを目的に事業展開した。	・居場所の創出応援事業を活用し、居場所の創出に向けた後方支援を2団体に実施した。 ・参加支援プランを6件作成した。 ・プラットホームKokaを開催し、「ひきこもり」に対して関係機関が学びの共有を図り、多様な主体に対してそれぞれの参加がかなうよう、ブースや展示、発表の場を設けた。	B	一人ひとりの生きづらさを地域課題と捉え、まちの仕組みに押し上げていくプロセスを重層的支援会議を活用して実施していく。	地域共生社会推進課
1	(3)	地域における連携・協働への支援	人権尊重のまちづくり懇談会の推進	人権尊重のまちづくり懇談会を推進する。	人権尊重のまちづくり懇談会を開催を区・自治会に要請し、報告を依頼した。開催形態については人権尊重のまちづくりリーダー研修会で様々な形を提案し、各区・自治会の現状に合った開催を求めた。198区・自治会から報告を得た（実施率98.0％）。	A	人権尊重のまちづくり懇談会の開催を区・自治会に要請し、より多くの市民に参加いただける方法での開催を依頼する。	人権推進課
1	(3)	地域による生活支援サービス提供の体制整備	多様な担い手による生活支援サービスの充実	各種団体と連携しながら、多様な担い手による多様なサービスを介護予防・生活支援サービス事業として推進する。地域でつどう場や生活支援サービスをNPO等で行う仕組みづくりを行う。	介護予防・日常生活支援事業緩和型サービス担い手養成研修を2回実施。修了者：21人	B	各種団体と連携しながら、多様な担い手による多様なサービスを介護予防・生活支援サービス事業として推進する。地域の課題や実情に応じて、サービス提供のあり方を検討する。	長寿福祉課
1	(3)	地域による生活支援サービス提供の体制整備	総合的な地域ケアの推進	市、相談支援事業所、サービス事業所、関係機関等が連携し、継続性、一貫性のある地域ケアの展開に取り組む。	甲賀地域障害児・者サービス調整会議を軸に、市・相談支援事業所・サービス事業所・関係機関等が連携し、継続、一貫性のある地域ケアの展開に取り組んだ。	B	市、相談支援事業所、サービス事業所、関係機関等が連携し、継続性、一貫性のある地域ケアの展開に取り組む。	障がい福祉課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
1	(3)	関係機関・団体等との交流事業の支援	市民協働事業提案制度	多様化・複雑化する社会ニーズに対応するため、市民団体等の新しい発想や経験、専門性と行政のノウハウをともに出し合い、柔軟性のある事業を実施。	提案団体と担当課により事業を協働で実施した。また、若者チャレンジ枠として協働の視点で関係者と連携しながら事業を実施した。 ・まちおこし音楽祭（社会教育スポーツ課） ・甲賀にんじゃロボコン（情報政策課） 若者ラウンドテーブルとして、日常的なダイアログを開催するとともに、無作為抽出による夏休みダイアログを開催するとともに、まるーむを利用する学生等との繋がりを作った。	B	多様化・複雑化する社会ニーズに対応するため、市民団体等の新しい発想や経験、専門性と行政のノウハウをともに出し合い、柔軟性のある事業を実施する。また、より公共的な課題が解決されるよう新たな提案制度の構築を進める。 まるーむを利用する市民活動団体等に対する啓発を実施するとともに、市民活動に比較的不関心である若者に対して、若者ラウンドテーブル、若者提案事業等を実施することで市民参画を促す。	市民活動推進課
1	(3)	関係機関・団体等との交流事業の支援	老人クラブ補助	老人クラブ連合会補助金、単位老人クラブ補助金、新しい創造推進員補助金を交付。	老人クラブ連合会補助金160,000円 会員数782人 単位老人クラブ補助金1,991,825円 57単位クラブ、8小規模クラブ 老人クラブ創造推進員設置補助金200,000円 1人	A	老人クラブ連合会補助金、単位老人クラブ補助金、新しい創造推進員補助金を交付。	長寿福祉課
2	(1)	市民活動及びボランティア活動の促進	甲賀市まちづくり活動センター運営事業	市民や市民活動団体等との連携、協働による「まちづくり」の取り組みを推進・支援するため、「甲賀市まちづくり活動センター『まるーむ』」において事業を実施。	人材育成事業連続講座として「心にやさしい集客」「Canva講座」「協働から生まれる、地域のにぎわいづくり」を実施した。また、市民の交流機会となる「まちづくりフェス」を開催し、自治振興会・まちづくり協議会への参画や市民活動の裾野が広がるよう取り組みを実施した。また、まるーむ運営協議会の委員を選定し、第1回目の会議を開催した。	B	まちづくり推進員から中間支援コーディネーターに位置付けを変えることで、中間支援組織設立に向けた体制を整えるとともに、業務内容についてもより専門性の高い支援となるよう検討を進める。また、まるーむの位置づけや役割についても改めて検討するとともに、市民活動団体等と積極的に関係を構築することで、まちづくりに関わる市民のすそ野を広げ、女性の参画を促す。	市民活動推進課
2	(2)	☑️インクルーシブ教育の啓発	多様な学習機会の提供と指導者の確保	介護等の体験を通じた福祉の学習、職場体験などの機会を充実する。	市内の中学2年生に3日程度の職場体験を実施した。そのうち、受け入れ事業先の中で、福祉施設・老人福祉施設の事業所の延べ数は26箇所(68人)であった。	A	介護等の体験を通じた福祉の学習、職場体験などの機会を充実する。	学校教育課
2	(2)	☑️インクルーシブ教育の啓発	人権教育連続セミナー等	人権教育セミナーなどで障がいや多文化共生についての理解を深めることができるような学習機会を提供する。	人権尊重のまちづくりセミナーとして開催した障がいの社会モデルをテーマにした講座で182人の参加を得た。第4回の「多文化共生の社会を目指して」の講演ではWeb配信も併用し、会場141人参加、Web配信262回の視聴があった。	A	人権教育セミナーや市の人権教育研究大会などで障がいや福祉についての理解を深めることができるような学習機会を提供する。	人権推進課
2	(2)	☑️インクルーシブ教育の啓発	保護者連続学習会	発達に特性があるこどもの保護者に発達特性についての理解を深める学習の場（3回1クールの連続講座）を設ける。特別支援学級で支援を受けている小学校高学年から中学生の保護者を対象とした思春期の子育て・進路についての保護者交流会を開催する。（2回連続）	保護者学習会は、1クール開催し実6人延べ15人の参加があった。 保護者交流会は、2回1クールで開催し実9人 延べ15人の参加があった。	B	発達に特性のあるこどもの保護者が、子どもの発達特性やそれに合わせた具体的な子育てを「知る」、「実践する」ことができる保護者を増やすための3回連続講座を実施する。 思春期の子育て・進路について小学高学年から中学生の保護者を対象に交流会を実施する。	発達支援課
2	(2)	☑️インクルーシブ教育の啓発	甲賀100歳大学	卒業生（第3期生）が運営スタッフとなり、就労や地域活動、ボランティア活動などを通して地域とつながり、活躍するシニアを育成する甲賀100歳大学（第4期生）を開校した。	・第4期生として、26名が参加。 ・令和7年7月25日から令和8年2月5日の期間において、全20回の講座を開催した。 ・卒業後、自主的にOB会が立ち上がり、サークル活動や清掃ボランティアの活動を実施されている。	A	第5期生の就労や地域活動、ボランティア活動などはたらくシニアを育成のみならず、卒業生の地域活動の側面的支援を引き続き実施していく。	地域共生社会推進課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
2	(3)	見守り活動等の担い手の育成	自殺対策事業	地域や職場の中で、自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、相談機関などにつなぐ自殺予防ゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成をする。	R7年度は、甲賀広域行政組合（消防）（28名）、国際交流協会（12名）、障がい者支援施設（15名）にて自殺予防ゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成を行った。	A	地域や職場の中など、様々な場所、職種に向けて、自殺予防ゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成をする。自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、相談機関などにつなぐことができる人を増やしていく。	すこやか支援課
2	(3)	見守り活動等の担い手の育成	登録認知症サポーター制度	地域の見守りや支えあいの活動、認知症カフェなどで役割を担ってもらう認知症サポーターを育成する。	登録サポーター30名。活動会議 年6回。9月の認知症月間の啓発、オレンジカフェの支援等を当事者や家族、認知症の人と家族の会とともに活動した。活動を深化するためチームオレンジ事業を立ち上げ、登録サポーター制度を移行した。3チームが登録されている。ステップアップ研修及びオレンジサポーター研修を開催した。	A	チームオレンジ事業の運営、活動支援の推進、周知・啓発を進めていく。ステップアップ研修及びオレンジサポーター研修を開催し、サポーターの育成や資質向上を目指す。当事者や家族が活動に参加できるように働きかける。	長寿福祉課
2	(3)	市民の健康づくりを支える担い手の育成	甲賀市健康推進連絡協議会への支援	健康推進員の資質向上を図るため、会議および事業を実施。健康寿命の延伸にむけて官民一体となった活動展開を目指す。	健康推進員の資質向上のため研修会を行った。養成講座を開催した。 （健康推進員63名 養成講座受講者15名）	A	健康推進員の資質向上のため研修会および養成講座を行う。	すこやか支援課
2	(3)	市民の健康づくりを支える担い手の育成	健康推進連絡協議会補助	健康推進員の日々の活動及び活動資金として補助金と委託費を交付して活動を支援する。	健康推進員の日々の活動及び活動資金として補助金と委託費を交付して活動を支援した。	A	活動資金として補助金を交付。	すこやか支援課
2	(3)	企業社会貢献活動の推進	障がい者就職面接会開催事業	障がい者対象の就職面接会等を開催するなど雇用促進につながる取り組みを行う。就職面接会の開催にあたっては、引き続き湖南市と合同で開催する。	ハローワーク甲賀、働き・暮らし応援センター等の関係機関と協力・連携し、湖南市と合同で「甲賀市・湖南市障がい者合同就職面接会」を開催した。 日時：令和7年11月13日 場所：碧水ホール 出展企業：12社（甲賀市8社、湖南市4社） 参加者28名、採用人数4名	A	障がい者対象の就職面接会等を開催するなど雇用促進につながる取り組みを行う。就職面接会の開催にあたっては、引き続き湖南市と合同で開催する。	商工労政課
2	(4)	福祉、保健、介護サービスにおける人材の育成・確保	放課後児童クラブ支援事業	年齢の異なる児童の心身の変化に気づき、安全に保育できるよう指導員を適切に配置し、必要なスキルの習得を図る。	利用児童の年齢、特性をふまえた知識や技術の習得のため、全ての指導員を対象に講演会形式の研修を開催し、知識の習得に努めた。	A	年齢の異なる児童の心身の変化に気づき、安全に保育できるよう指導員を適切に配置し、必要なスキルの習得を図るため、研修を行う。	子育て政策課
2	(4)	福祉、保健、介護サービスにおける人材の育成・確保	支援サービスにおける人材の育成・確保	甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）と協働しながら研修会や事例検討を進める。	基幹相談支援センターによる相談支援専門員対象の研修会開催8回 のべ133人参加。 発達支援部会 学齢期における障がい理解について 相談支援事業ネットワーク部会 学習会・意見交換会等 高次脳機能障害調整会議 研修会1回	B	甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）と協働しながら研修会や事例検討を進める。	障がい福祉課
2	(4)	福祉、保健サービスにおける人材の育成・確保	新規事業参入の促進と人材育成	基幹相談支援センターを設置し、新規事業所の支援、人材育成のための研修や困難事例のアセスメント等支援の充実に努める。	基幹相談支援センターによる新規事業所開設等を検討している法人や事業所への支援。2事業所の相談にのった。 基幹相談支援センターによる相談支援専門員対象の研修会開催8回 のべ133人参加。	B	基幹相談支援センターを設置し、新規事業所の支援、人材育成のための研修や困難事例のアセスメント等支援の充実に努める。	障がい福祉課
2	(4)	専門職の人材確保に向けた助成	保育士確保受入れ充実事業	保育園・認定こども園等において保育士等の人材を確保することにより、園児受入れの充実を図り、待機児童対策を推進。研修の充実による市内の保育・教育の質向上。	保育士の確保及び保育士の負担軽減を図るため保育支援員を配置し、また、保育士を目指す学生をインターンとして迎え、保育士確保に努めた。 保育支援員：公立園 13人 私立園 29人 インターン：公立園 3人 私立園 12人 保育の質向上のために、各種研修を私立園も含めて実施。	A	・保育士の確保及び保育士の負担軽減を図るため保育支援員の配置やインターンシップを実施する。 ・就職フェアの開催など、保育士等の創出や潜在保育士の就職を促進する。 ・市内の保育園等において、保育の質の向上のための各種研修を実施する。	保育幼稚園課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
2	(5)	関係機関・団体等との交流事業の支援	多文化共生センター設置準備	外国人市民の日常の暮らしを支援し、外国人と日本人の共生を図るため、「甲賀市多文化共生センター」において事業を実施。	多文化共生センターにおける事業業務委託先を（一社）甲賀市国際交流協会とし、「いつもの暮らし」を支える機能として下記4本柱を軸に下記業務を実施した。 ①生活支援の強化（情報提供、相談窓口など） ②定住促進と雇用支援（不動産連携、就労支援など） ③コミュニティ支援（日本語教室、放課後教室など） ④多文化防災（防災教育、ピクトグラムの導入など） 【実績】 ①相談件数 263件、専門相談回 8回、専門研修会 3回 ②外国人受入セミナー 3回、JOBフェア 1回 ③こうか日本語教室 対面（90回/延べ575人）、オンライン（20回/延べ45人） 学習支援教室なないろ（95回/延べ628人） ④外国人防災リーダー育成研修（3回/18人）、ピクトグラム啓発 4回	B	4本柱のうち、「生活の支援」及び「コミュニティ支援」を甲賀市国際交流協会に委託し、事業の充実を図る。また、「雇用支援と定住促進」及び「多文化防災」は市直営で行い、関係部署、企業・事業所、団体、地域等と連携し、地域での多文化共生の促進を図る。	市民活動推進課
2	(5)	差別解消の推進	人権教育連続セミナー	福祉的な土壌をつくるために、正しい知識を知るための研修を実施する。	5回目の「日本の移民・難民の問題」に関する上映会では、113人の参加を得た。邦画ではあるが日本語字幕ありで上映し、バリアフリー対応した。	B	福祉的な土壌をつくるために、正しい知識を知るための研修を実施する。	人権推進課
2	(5)	差別解消の推進	障害者差別解消法施行に伴う啓発事業	平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法施行に伴い、市民への周知啓発を行うとともに、法律に対応する支援体制づくりを行う。	市のホームページに啓発記事を掲載した（継続）。 「市障がい者基本計画（概要版）」「甲賀市暮らしの便利帳2023」に関連記事の掲載を行った。、R8.3.17障害者差別解消支援地域協議会を開催した。	B	平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法施行に伴い、市民への周知啓発を行うとともに、法律に対応する支援体制づくりを行う。	障がい福祉課
3	(1)	生活支援体制の整備	生活支援体制整備事業	高齢者の社会参加や生活支援を充実させるために必要な体勢づくりを推進する。生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などによって、生活支援の担い手やサービスの開発などを行い、高齢者の社会参加と生活支援の充実を図る。	甲賀市社会福祉協議会へ生活支援整備事業業務委託 第1層コーディネーター（市全体）：1名配置 第2層コーディネーター（旧町）：5名配置 第2層協議体会議を随時開催。	B	高齢者の社会参加や生活支援を充実させるために必要な体勢づくりを推進する。生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などによって、生活支援の担い手やサービスの開発などを行い、高齢者の社会参加と生活支援の充実を図る。	長寿福祉課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	子ども・子育て応援団ネットワーク形成事業	市内の子育てに関係する団体等が、子育てをテーマに、連携、つながりを持つことができるようにする。	市内の子育て支援団体等が連携して開催するイベント1件に補助を行い、関係機関のネットワークづくりを推進した。子育て関連企業と連携し、市民向け講座を3回開催した。	A	市内の子育てに関係する団体等が、子育てをテーマに、連携、繋がりを持つことができるようにする。また、子育て関連企業のデータや資料の提供を受け、プレパパママサロンで講座を5回開催する。	子育て政策課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	不登校対応の充実	学校不応児児童生徒対応、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクーリングケアサポーター、訪問相談員等による教室復帰・学校復帰に向けての働きかけを行う。	甲賀市学校不応サポーターネットシステムによるサポートに加え、関係機関等と密に連携を行い、組織的な不登校対応を行った。	A	学校不応児児童生徒対応、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクーリングケアサポーター、訪問相談員等による教室復帰・学校復帰に向けての働きかけを行う。	学校教育課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	甲賀市学校不応サポートネットシステム	子どもが重度の社会不応状態に陥ることを防ぐために、適切な基準に基づいて、甲賀市の学校や相談機関がそれぞれの役割を果たし、みんなで学校不応の子どもや家庭をサポートする。	月1回の学校不応サポートネット会議を行い、学校からの報告やそれまでの支援記録をもとに、発達支援課または福祉部局と連携するケースについての対応調整を行った。	A	子どもが重度の社会不応状態に陥ることを防ぐために、適切な基準に基づいて、甲賀市の学校や相談機関がそれぞれの役割を果たし、みんなで学校不応の子どもや家庭をサポートする。	学校教育課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	発達支援システム推進会議	乳幼児期・学齢期・青年期のライフステージを通じ、一人一人の能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた支援を適切につなぐ仕組みを構築する。	各課連携担当者会議を2回開催。1回目では、発達支援システムの概要、発達障がいについての講話、令和6年度の取組実績、ライフステージ毎の課題。2回目で、事例を通じて支援の切れ目と継続した支援のための課題について検討を行った	A	乳幼児期・学齢期・青年期のライフステージを通じ、一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた支援を適切につなぐ仕組みを構築する。	発達支援課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	小地域ケア会議	個別を中心とした小地域ケア会議等により、個別事例の検討を通じて、地域課題を明らかにし、課題に対する対策を検討する。	各地域包括支援センターにおいて、課題解決型小地域ケア会議を32回、自立支援型小地域ケア会議を3回。介護支援専門員からの相談（707件）、介護支援専門員への同行訪問（88件）	B	各地域包括支援センターにおいて、個別を中心とした自立型・課題解決型小地域ケア会議等により、課題に対する対策をチームアプローチで支援する。	長寿福祉課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	医療機関との連携	障がいがあっても近くで医療を受けることができるよう地域の医療機関と専門機関との連携を強化する。	相談があれば受診先の情報提供するなど、適切な医療が受給できるよう医療機関と連携を行った。	A	地域の医療機関と専門機関との連携を強化する。	障がい福祉課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	横の連携と支援をつなぐ仕組みの充実	支援が必要な子どもを中心に、保護者、各関係課、支援機関、園、学校の連携の充実に努める。	甲賀市発達支援システム担当者会議参加。（年2回） 甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会代表者会議（年1回）、実務者会議参加。（年2回）	B	支援が必要な子どもを中心に、保護者、各関係課、支援機関、園、学校の連携の充実に努める。	障がい福祉課
3	(1)	関係機関等との連携強化の推進	子ども家庭支援ネットワーク事業	要保護児童や要支援児童、特定妊婦の適切な保護を図るために必要な情報交換。要保護児童等に対する支援の協議。児童虐待防止にかかる啓発。	代表者会1回、実務者会議12回、ケース会議119回開催した。実務者を対象に研修会を行い、学校・保育所、保健センター、医療機関等との連携を深めた。	A	代表者会、実務者会議、ケース会議の開催、実務者を対象にした研修会を継続して行うことにより学校・保育所、保健センター、医療機関等との連携を強化する。	家庭児童相談室
3	(1)	生活困窮者等の自立支援	一時生活支援事業	住居をもたない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所及び食料の提供、併せて相談支援員が訪問し、就労支援を実施することにより生活再建を行う。	住居のない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所及び食料の提供を行い、就労支援や生活保護へつなげるなど生活の再建を図った。 利用者：3名	B	住居のない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所及び食料の提供を行い、就労支援や生活保護へつなげるなど生活の再建を図る。	生活支援課
3	(1)	生活困窮者等の自立支援	家計相談支援事業	生活支援課に設置している「生活支援窓口」で受けた相談や課題のうち、経済的な問題について、家計の視点から相談支援を実施する。	家計収支のバランスが取れていないなど家計に問題を抱える人に対し、課題の把握から助言・指導を行った。 利用者：1名	B	家計収支のバランスが取れていないなど家計に問題を抱える人に対し、課題の把握から助言・指導を行う。	生活支援課
3	(1)	生活困窮者等の自立支援	学習支援事業	家庭の生活困窮等に起因し、子どもに不足している「生きる力」や「規則正しい生活習慣」を身につけること及び居場所づくりを行い、負の連鎖による将来の生活困窮の解消を図る。	9教室（月曜是水口、火曜は信楽と甲南、水曜是水口と土山、木曜は甲南と水口、金曜は甲賀と昼の教室）を開催し、居場所づくりのほか学習の支援、食事の提供を行った。登録者数 58名 延べ開催回数 397回、延べ参加人数 2,026名 夏休み学習支援臨時教室 2回 延べ参加人数 35名	B	9教室（水口月曜、信楽、甲南火曜、水口火曜、土山、甲南木曜、水口木曜、甲賀教室、昼の教室）を開催し、居場所づくりのほか学習の支援、食事の提供を行う。	生活支援課
3	(1)	生活困窮者等の自立支援	就労準備支援事業	就労が定着せずに離職を繰り返す人や就労経験の少ない人に対し、一般就労に向けた就労準備支援を行う。	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、支援計画により生活リズムの建て直しから事業所での就労体験を行った。 利用者：1名（生活困窮） 0名（生活保護） 就労体験：0名	B	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、支援計画により生活リズムの建て直しから事業所での就労体験を行う。	生活支援課
3	(1)	生活困窮者等の自立支援	住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対し、安定した住居の確保と就労自立への支援を行う。	就労支援とともに住居確保給付金の制度説明を行ったが、申請者は無かった。 受給世帯 0世帯	D	離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対し、家賃相当額を支給し、就労自立への支援を行う。また、収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居することによって家計改善が認められる場合に、転居費用を支援する。	生活支援課
3	(1)	ひきこもりの支援	発達支援システム推進会議	発達に特性を持つ人やその家族の中でひきこもりを主訴とした相談に応じる。	ひきこもりを主訴とした相談：3人	A	発達に特性を持つ人やその家族の中でひきこもりを主訴とした相談に応じる。	発達支援課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
3	(1)	ひきこもりの支援	地域活動支援センターの事業	地域に潜在するひきこもりがちな人やその家族に対し、関係機関・団体等と連携し、ひきこもりの支援について取り組む。	滋賀型地域活動支援センターとして市内2事業所でひきこもりがちな方への支援、居場所を提供している。利用者13人の利用実績あり。	B	引き続き地域に潜在するひきこもりがちな人やその家族に対し、関係機関・団体等と連携し、ひきこもりの支援について取り組んでいく	障がい福祉課
3	(1)	ひきこもりの支援	共助の基盤づくり事業	生活困窮者の自立を促進するため、地域におけるニーズや生活課題の把握、住民主体の活動支援・居場所づくり等の地域における共助の取組に対し補助を行う。	甲賀市社会福祉協議会のひきこもり支援事業に対し補助を行った。 ひきこもりサロン：48回開催、参加者：215名（家族、支援者含む）	B	甲賀市社会福祉協議会のひきこもり支援事業に対し補助を行う。	生活支援課
3	(2)	多機関協働事業	多機関協働事業	多機関協働事業を甲賀市社会福祉協議会に業務委託。関係機関が抱えている課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能を果たし、主に支援者を支援する役割を担った。改題解決以外のアプローチとして「つながり続ける支援」として伴走支援を実施。	・支援会議の開催：57件 ・重層的支援会議の開催：14件 ・ケースの管理数：55件（新規17件、継続38件） ・終結したケース：10件 ・多機関協働プラン：12件	A	対象者の属性を問わない、相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備していく。管理ケースを精査していく意味でも、「つなぎもどし」という終結をめざしていく。	地域共生社会推進課
3	(2)	身近な相談窓口の充実	自立相談支援事業	複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、生活面や就労面、経済面など状況に応じた包括的な相談による総合相談支援や権利擁護の推進等既存の地域福祉施策との連携を実施する。	生活支援窓口副主任相談員1名、相談支援員2名、就労支援コーディネーター1名を配置し、関係機関と連携しながら生活困窮者に対する相談・支援を行った。 相談受付件数 3,008件 うち新規相談 179件	B	生活支援窓口副主任相談員1名、相談支援員2名、就労支援コーディネーター1名を配置し、関係機関と連携しながら生活困窮者に対する相談・支援を行う。	生活支援課
3	(2)	☎包括的相談支援事業	児童相談窓口	家庭児童相談室において、妊産婦、18歳未満の子どもとその家族を対象に、相談援助を行う。また、DV被害者とその子どもに対しても相談援助を行う。	児童やその家族、特定妊婦に対して相談援助を行い、学校、保育園等、庁内支援機関との連携や実務者を対象にした研修会により、相談・通告件数が増加し早期の気づき、支援につながっている。また、母子生活支援施設に入所措置を行ったケースに対して自立に向けた継続支援を行った。 児童新規通告相談数：641件 女性相談数：実68件(延べ362件)	A	児童やその家族、特定妊婦に対して相談援助を行い、学校、保育園等、庁内支援機関との連携や実務者を対象にした研修会を継続することにより、虐待の未然防止や早期の気づき、支援につなげる。	家庭児童相談室
3	(2)	☎包括的相談支援事業	のびのび相談	発達に遅れや特性のあると思われる幼児について、保護者の子育てや園での集団生活の中での支援について助言を行う。	おおむね3歳半以上の在園児について、園での発達相談を138回実施した。	A	発達に課題のある幼児について、保護者の子育てや園での支援について助言を行う。	発達支援課
3	(2)	☎包括的相談支援事業	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭の生活向上のため、就労支援や各種相談窓口を開設。就労に向けた給付、養育費確保のための補助を行う。	母子・父子自立支援員、就業支援専門員を配置し、ひとり親家庭の自立支援に向けた相談や就労活動の支援、就労に向けた給付（高等職業訓練促進給付金等）、養育費確保のための補助を行った。	A	ひとり親家庭の生活向上のため、就労支援や各種相談窓口を開設。就労に向けた給付、養育費確保のための補助を行う。	子育て政策課
3	(2)	☎包括的相談支援事業	教育相談事業	学習面や行動面、適応面等に課題のある児童、生徒について、本人や保護者、学校の相談に応じる。相談窓口を学校教育課に一本化する。	小学生200人(延べ1,163回)、中学生63人(延べ385回)の教育相談を実施した。	A	学習面や行動面、適応面等に課題のある児童、生徒について、本人や保護者、学校の相談に応じる。	発達支援課
3	(2)	☎包括的相談支援事業	健康相談事業	健康に関する相談が出来る場所を提供することで、身体やこころの健康の保持につなげる。	健康相談設定日を設けて実施。それ以外にも相談があれば対応をした。	A	継続して健康相談を実施していく。	すこやか支援課
3	(2)	☎包括的相談支援事業	青年期相談	発達障がい等により、生きづらさを感じている方について、自己理解を進め、本人なりの自立をめざす。	高校生49人(延べ152回)、大学・専門学校生4人(延べ27回)、中卒以上在宅49人(延べ244回)、就労(一般・福祉的就労)27人(延べ91回)相談を実施した。	A	発達障がい等により、生きづらさを感じている方について、自己理解を進め、本人に適した自立をめざす。	発達支援課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
3	(2)	囲包括的相談支援事業	総合相談支援事業	各地域の中で関係者とネットワークを構築し、要介護者本人や家族への支援など、相談支援を行う。初期段階の情報提供から専門的な支援まで、総合的・継続的に相談支援を実施する。	各地域包括支援センターにおいて、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等が各関係機関と連携をはかり、高齢者の相談・支援に応じた。 相談件数は新規2,215件、継続1,393件。	B	地域包括支援センターを総合相談窓口としての周知啓発を継続して行い、各種支援機関や民生委員、地域の関係者とも連携を行い、潜在化したものや、課題が複合化したもの等を含めて、相談支援を行っていく。	長寿福祉課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	子ども・子育て情報発信ポータルサイト事業	子育てに関する不安や負担感を軽減するため、子育てに関する情報をわかりやすく周知する。	「ここまあちねっと」での情報提供に加え、ラインやインスタグラム等でイベントやサークル等の情報発信を行った。また子育て支援情報や相談先を掲載したチラシを配付し、子育てに関する情報の周知に取り組んだ。	B	子育てに関する不安や負担感を軽減するため、情報誌の発行のほか、SNSを活用して子育てに関する情報をわかりやすく周知・発信する。	子育て政策課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	一般市民向け啓発研修	発達に特性を持つ人やその家族への支援について、支援者や地域社会に向けての啓発研修事業。	心の居場所、人権フェスタに参加し、発達特性および特性に合わせた支援やサポートグッズを紹介した。また、チラシを作成し配布した。 子育て支援センターの「子育て講習」など、一般向けの研修を実施した。	A	正しい発達障がいの理解と発達に特性を持つ人やその家族への支援について、支援者や地域社会に向けての啓発研修事業の実施。	発達支援課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	健康教育事業	生活習慣病の予防等健康に関することに正しい理解をもってもらうために、健康教室の開催や地域や各団体から依頼があれば出向き説明や指導を行う。	生活習慣病予防のための健康教室の開催および地域からの依頼があれば出向いて健康教育を行った。	A	継続して生活習慣病予防のための健康教室を開催する。	すこやか支援課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	企業・職域における健康づくり	職場で受診できない健診等の情報を企業に提供し、勤務している人の健康づくりを推進。	企業に対し、がん検診の受診について情報の提供を行った。	A	企業に対し、がん検診の受診について情報の提供を実施。また、市内企業に出向き、従業員の健康づくりに関する啓発や教室を実施する。	すこやか支援課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	企業・職域における健康づくり（自殺対策）	相談窓口が掲載されたチラシを作成し、企業職域に向けて配布することで啓発実施。	甲賀広域行政組合ヘゲートキーパー養成講座の実施や相談窓口のチラシの配布を行った。	A	市広報紙やホームページ、SNSを通じて、自殺予防・こころの健康についての啓発を実施する。	すこやか支援課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	食育推進事業	バランスの良い食生活の啓発、口腔ケアの啓発、幼児健診にて食育の啓発、19日は食育の日の啓発支援（健康推進員活動）	プレパパママ教室、離乳食教室、乳幼児健診にて栄養指導を実施。健康推進員実施の19日の食育の日の啓発について活動の支援を実施した。	A	若年層や働き世代に向けた取り組みを引き続き強化していく。	すこやか支援課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	市民への情報提供・相談支援の充実	居宅介護支援事業者やサービス事業者等との連携により、利用者が適切なサービスを利用できるよう介護サービスの利用に関する多面的な情報提供に努める。	高齢者の相談窓口を周知するとともに、介護認定結果を送付時にサービス利用の手順を記載したチラシを同封し情報提供を行った。	A	居宅介護支援事業者やサービス事業者等との連携により、利用者が適切なサービスを利用できるよう介護サービスの利用に関する多面的な情報提供に努める。	長寿福祉課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	情報提供（介護保険制度関係）	介護保険制度の円滑な運営を図るため、要介護認定や介護保険料などの介護保険制度に関する市民への情報提供を積極的に行う。	高齢者の相談窓口、介護保険制度、高齢者福祉サービスをまとめた「甲賀市の介護・福祉サービスガイド」の配布や出前講座などにより情報提供を行った。	A	介護保険制度の円滑な運営を図るため、要介護認定や介護保険料などの介護保険制度に関する市民への情報提供を積極的に行う。	長寿福祉課
3	(3)	福祉や健康に関わる正しい理解の促進や情報提供の充実	障害者差別解消法施行に伴う啓発事業	平成28年4月1日に施行された障害者差別解消法施行に伴い、市民への周知啓発を行うとともに、法律に対応する支援体制づくりを行う。	出前講座を7回開催した。	B	同じ内容にて継続して行っていく	障がい福祉課
3	(3)	相談窓口の情報提供の充実	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー相談窓口、学齢期相談窓口を設置し、誰でも気軽に相談できることを周知・啓発する。	ヤングケアラー相談窓口、学齢期相談窓口を設置し、誰でも気軽に相談できることを周知・啓発した。 広報紙12回、ここまあち、ここまあちプラスに掲載	A	ヤングケアラー相談窓口、学齢期相談窓口を設置し、誰でも気軽に相談できることを周知・啓発する。	子育て政策課
3	(3)	相談窓口の情報提供の充実	育ちと学びの相談窓口の広報	幼児期～青年期の発達関する相談窓口を市民に広報する。	毎月1日発行の市広報紙に育ちと学びの相談窓口の案内を掲載した。 人権フェスタ、心の居場所のイベントで相談窓口を周知した。	A	幼児期～青年期の発達関する相談窓口を市民に広報する。広報、他課のイベント等で相談窓口の案内チラシを配布する。	発達支援課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
3	(3)	相談窓口の情報提供の充実	自殺対策事業（相談窓口啓発）	こころの悩みを相談できる窓口について街頭啓発やチラシ等あらゆる手段で情報提供を実施。	相談窓口のチラシを9月の自殺予防週間と3月の自殺対策月間に啓発と合わせて、チラシを設置した。また、併せてデジタルサイネージを利用しながら啓発を行った。	A	相談窓口のチラシを街頭啓発や関係機関等に配布。9月の自殺予防週間と3月の自殺予防月間には広報紙や啓発ブースを設置し実施。	すこやか支援課
3	(3)	相談窓口の情報提供の充実	相談窓口の啓発	市民に対し、広く相談窓口の周知を進める。	事業所等従事者向けの障害者虐待防止研修会（69名参加） 障害者虐待防止啓発リーフレットの配布（障害者虐待防止研修会での配布）	A	市民に対し、広く相談窓口の周知を進める。	障がい福祉課
3	(3)	情報のバリアフリー化の促進	ホームページ管理運営事業	全ての人にとって使いやすいホームページを作成し、市政情報とあわせて甲賀市の魅力を発信する。	アクセシビリティの評価を行い、問題点の解消に努めた。	B	全ての人にとって使いやすく、見やすいホームページをAIグラフィックを活用しながら作成し、市政情報とあわせて甲賀市の魅力を発信する。	秘書広報課
3	(3)	情報のバリアフリー化の促進	広報紙発行事業	行政情報等を掲載した「広報こうか」を紙媒体で月1回発行する。	ユニバーサルデザインに配慮するとともに、広報活動アドバイザーの指導による紙面の読みやすさを意識した広報紙の作成に努めた。音訳CDを作成し、希望者に配布。また、同音訳CDは市内図書館に配置するとともに、データをホームページに掲載した。	B	行政情報等を掲載した「広報こうか」を紙媒体で月1回発行する。併せて音訳CDを作成し希望者へ配布・図書館へ配置する。	秘書広報課
3	(3)	情報のバリアフリー化の促進	情報のバリアフリー化の促進	サービスを必要とする人に、サービスの情報がわかりやすく提供されるよう努める。さらに、各相談窓口での情報提供、広報紙の充実に努める。	専任手話通訳者2名の設置、依頼に応じ手話通訳者等の派遣、デフメール（専用携帯電話）を活用した情報提供を行った。 また、手話奉仕員養成講座に加えフォローアップ講座を創設したことにより、効果的な技術の定着を図ることができた。	A	専任手話通訳者2名の設置、依頼に応じ手話通訳者等の派遣、デフメール（専用携帯電話）を活用した情報提供を行う。 また、手話奉仕員養成講座に加えステップアップ講座を行い、効果的な技術の定着を図る	障がい福祉課
4	(1)	ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	公園施設長寿寿命化対策事業	市内の都市公園の長寿命化計画に基づき、公園施設の老朽化などに起因する事故を未然に防ぐなど、安全・安心でやすらぎのある公園に改築・更新を行う。	信楽運動公園、甲南中央運動公園等の遊具の長寿命化を計画していたが、予算不足により実施できなかった。	D	市内の都市公園の長寿命化を図るため、公園施設の老朽化などに起因する事故を未然に防ぐなど、安全・安心でやすらぎのある公園に改築・更新を行う。	建設管理課
4	(1)	ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	公園施設整備事業	公園施設において、管理運営上安全対策が足りないと判断した箇所が見つかった場合、利用者の安全を鑑み危険防止施設の設置を実施する。	遊具、トイレ等公園施設の不具合箇所について修繕等を実施した。また、パトロール員による遊具点検、剪定作業等を実施。	A	公園施設において、管理運営上安全対策が足りないと判断した箇所が見つかった場合、利用者の安全を鑑み危険防止施設の設置を実施する。	建設管理課
4	(1)	ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	民間施設のバリアフリー化促進	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備を指導する。	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例の特定施設整備基準に基づく整備を指導した。 指導件数：5件 令和7年度中の民間施設に対する適合証の交付：0件	B	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備を指導する。	住宅建築課
4	(1)	ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	大規模改造事業（バリアフリー化事業）	該当する事業は令和6年度で終了。	—		—	教育総務課
4	(1)	高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進	高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度	高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度により、高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作る。	地域でのボランティア活動を通じて、高齢者が地域で自立し生きがいを持って生活できるように支援した。（制度登録者数 17人）	B	高齢者介護予防ボランティア・ポイント制度により、高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作る。	長寿福祉課
4	(1)	高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進	専門的な就労訓練が行える事業所の確保	障がいのある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者の情報収集や多様な技能が習得できる職業訓練機会の確保に努める。	トライワーク（実習）21件 「働き・暮らし応援センター」の就労サポーター設置に補助を行った。事業所に対する職場訪問(個別支援・定着支援)のべ893件、職場訪問((個別支援・職場開拓)のべ128件、支援事業所数8件	A	障がいのある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者の情報収集や多様な技能が習得できる職業訓練機会の確保に努める。	障がい福祉課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
4	(1)	高齢者や障がいのある人等の社会参加の促進	地域活動支援センターの充実	障がいのある人の日常生活における生きがいや心のやすらぎ、ゆとりの創出のため、地域活動支援センターの確保と充実を図る。	法制度の狭間にある社会的ひきこもり者が利用できる事業の実施2事業所	B	障がいのある人の日常生活における生きがいや心のやすらぎ、ゆとりの創出のため、地域活動支援センターの確保と充実を図る。	障がい福祉課
4	(1)	子育てをする人への支援の充実	三世代同居（近居）等リフォーム助成事業	親世代と同居・近居する子育て世帯が行う居宅のリフォーム工事に補助金を交付し、子育て世帯の子育て環境の充実と定住の促進を図る。	子育て世帯による親世帯との同居・近居を目的とした住宅リフォーム助成事業を実施し、10件2,857,000円補助金を交付した。子育て世帯の子育て環境の充実と定住の促進に寄与することができた。	A	物価高騰対策住宅リフォーム補助制度は引き続き実施するが、三世代同居（近居）等リフォーム助成事業の枠は廃止する。	商工労政課
4	(1)	子育てをする人への支援の充実	女性の活躍推進事業	女性の就労・キャリアアップ・起業・ワークライフバランスの促進を図る。	新たに8社がイクボス宣言し、市内イクボス宣言企業は126社となる。 女性のためのステップアップセミナー4社5人、経営者セミナーに4社4人、女性のデジタル人材育成セミナー5社6人が参加。企業が抱える課題解決とイクボス的経営の推進を図るため、アドバイザーを市内6社に派遣。女性活躍推進のためのお仕事フェアでは、働きたい女性 36人うち5人が3社に内定。 オンライン起業相談では女性専門家による個別相談者延べ85人を実施。就労に困難を抱える女性を対象に、連続セミナーに延べ27人が参加。	B	引き続き女性の就労・キャリアアップ・起業・ワークライフバランスの促進を図る。	商工労政課
4	(2)	健康教育等の推進	健康教育事業	健康づくりについての情報提供、健康教室の実施、運動に関する意識調査の実施・分析。	地域や団体の健康づくりに関する関心や課題に応じて、健康教室を実施した。	B	継続して健康教室を実施予定。	すこやか支援課
4	(2)	健診(検診)受診の促進	歯科保健事業	市民が生涯にわたり健康な歯で生活がおくれるよう、自分の歯に関心を持ち自分の歯の健康管理が行えることを目指す。	歯周疾患の発症や悪化予防のため、地域での健康教室等で歯科保健指導を実施した。 離乳食教室にて歯科衛生士が保護者に向けて子どもの口の発達、清掃についての話をを行った。また、幼児歯科健診を集団にて実施。1歳8ヶ月児健診でのハイリスク児には受診勧奨を行った。年長児には、園にてフッ化物洗口事業を行った。	A	歯周疾患の発症や悪化予防のため、地域での健康教室等で歯科保健指導を実施する予定。 離乳食教室にて歯科衛生士が保護者に向けて子どもの口の発達、清掃についての話を実施予定。また、幼児歯科健診を集団にて実施。1歳8ヶ月児健診でのハイリスク児には受診勧奨を実施予定。年長児には、園にてフッ化物洗口事業を実施予定。	すこやか支援課
4	(2)	健診(検診)受診の促進	がん検診・基本健診推進	早期発見・早期治療につなげるために、がん検診・基本健診の受診勧奨を行う。	がん検診・基本健診の受診勧奨を行った。	A	がん検診・基本健診の受診勧奨を実施する。	すこやか支援課
4	(2)	医療、保健体制の充実	地域医療確保事業	地域医療の体制整備、市立医療機関の運営などを通じ、市域における医療・保健体制の充実を図る。	信楽中央病院経営強化プランについて、附属機関である地域医療審議会にて進捗管理を行った。みなくち診療所については指定管理者制度で運営を継続し、市に不足する日曜祝日の診療にて救急指定病院である公立甲賀病院の負担軽減につなげた。病院連携会議を定例化し、市域における医療・保健体制の充実に向けて情報共有や課題の整理、取り組みの方向性について協議を行った。	B	地域医療の体制整備、看護師確保など市域における医療・保健体制の充実を図る。	すこやか支援課
4	(2)	医療、保健体制の充実	保健師地区担当	住民、世帯及び地域全体の健康課題を把握し、地域特性に応じた健康なまちづくりを推進する。	各保健センターにおいて、地域の健康課題を把握し、課題に応じて地域の住民と共に健康づくりの取り組みを行った。また地域の団体、医師会・歯科医師会等の関係機関に対しても健康課題の情報共有を図り対応策の検討を行った。	B	住民、世帯及び地域全体の健康課題を把握し、地域特性に応じた健康なまちづくりの推進を実施予定。	すこやか支援課
4	(2)	運動による健康寿命の延伸	健康寿命を延ばそう事業	運動に関心な市民に対しても、目に見える活動をするこ	社会教育スポーツ課と連携し、運動を中心とした健康づくりに取り組み、運動の実施および継続性を図った。	B	継続して、市民の運動習慣化を図る。	すこやか支援課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
4	(2)	運動による健康寿命の延伸	介護予防事業	できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように、介護予防の概念を広く普及するとともに地域における介護予防活動の育成・支援を行う。	介護予防普及啓発事業を行った。（189回、参加人数2,769人） 百歳体操の開催・開催支援を行った。（支援団体数127団体、参加者1,957人、支援回数176回）	B	できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように、介護予防の概念を広く普及するとともに地域における介護予防活動の育成・支援を行う。	長寿福祉課
4	(2)	高齢者の就労支援	介護保険事業計画抜粋(P81 就労機会の提供)	定年退職後等の高齢者に対する就労支援の核としてシルバー人材センターを位置づけ、就業機会の拡大に努める。また、地域のニーズに対応したコミュニティビジネスやNPO等の起業及び、多様な就労の場づくりを支援する。	高齢者の就業機会の確保と社会参加の促進のため、シルバー人材センターの活動を支援し、公共施設の受付業務や管理業務、除草作業等、高齢者の働きがいの確保や健康寿命の延伸を支える環境づくりを行った。	B	引き続きシルバー人材センターの活動を支援する。	商工労政課
4	(2)	自殺予防対策の推進	自殺対策事業	地域や職場の中で、自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、相談機関などにつなぐ自殺予防ゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成をする。	R7年度は、甲賀広域行政組合（消防）（28名）、国際交流協会（12名）、障がい者支援施設（15名）にて自殺予防ゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成を行った。	A	地域や職場の中など、様々な場所、職種に向けて、自殺予防ゲートキーパー養成講座を行い、ゲートキーパーの育成をする。自殺のサインにいち早く気づき、適切な対応を行い、相談機関などにつなぐことができる人を増やしていく。	すこやか支援課
4	(3)	地域の防犯活動の推進	地域安全対策事業	地域の安全活動を行う市民、事業者、及び県、市が協力して、警察の行う犯罪予防に協力し、安全で安心できる住みよい地域社会を実現するための取り組みを行う。	特殊詐欺に関する高齢者への注意喚起、児童の安全確保、自転車盗難防止等、犯罪抑止に関する啓発活動を広く市民に向けて14回行った。	A	地域の安全活動を行う市民、事業者、及び県、市が協力して、警察の行う犯罪予防に協力し、安全で安心できる住みよい地域社会を実現するための取り組みを行う。	生活環境課
4	(3)	地域の防犯活動の推進	防犯のろし旗作戦	市民が主体的に行動できる仕組みを構築して市民の防犯意識を向上させ、犯罪の抑止を図る。	不審者情報や特殊詐欺等に関する犯罪注意報を9回発令し市民への注意喚起を実施。 また各区・自治会において防犯のろし旗掲出を依頼するも、犯罪警戒情報が発令されなかったため、防犯のろし旗掲出の実施なし。	A	市民が主体的に行動できる仕組みを構築して市民の防犯意識を向上させ、犯罪の抑止を図る。	生活環境課
4	(3)	地域の防犯活動の推進	地域との連携による教育支援活動（スクールガード）	地域住民が協力しながら子ども達の見守りを行い、地域防犯体制の強化に繋げる。	地域住民の協力を得ながら、登下校の見守りを行った。	A	地域住民が協力しながら子ども達の見守りを行い、地域防犯体制の強化に繋げる。	学校教育課
4	(3)	再犯防止施策の推進	市営住宅入居募集 民間賃貸住宅家賃補助募集	住宅困窮者に対し、市営住宅の入居募集および民間賃貸住宅の家賃の一部補助を行う。 ただし、募集期間外の申込はできない。	市営住宅入居募集、民間賃貸住宅家賃補助募集ともに再犯防止対象者の申込はなかった。 市営住宅募集：8件募集に対し19件の応募 民間賃貸家賃補助：10月募集、40件募集に対し36件の応募	B	市営住宅入居募集および民間賃貸住宅家賃補助募集ともに、条例、施行規則、要綱等に基づき、申込受付を実施していく。	住宅建築課
4	(3)	再犯防止施策の推進	社会を明るくする運動	地域における更生保護及び再犯の防止への理解を深める「社会を明るくする運動」を実施する。	推進委員会を設置し、保護司会をはじめ各関係機関との協働のもと第75回社会を明るくする運動を実施した。	B	地域における更生保護及び再犯の防止への理解を深める「社会を明るくする運動」を実施するとともに、様々な広報媒体を活用し発信を行う。	地域共生社会推進課
4	(3)	再犯防止施策の推進	多機関協働事業	同意が得られずに、情報共有できないことや、同世帯で異なる課題を抱え、別々の窓口相談しており、世帯全体の課題が共有されていない困りごとについて、多機関協働事業の支援会議にて検討。	支援会議において、再犯防止にかかる案件を検討。再犯防止について、専門職が中心となり、多職種や多機関が必要に応じて柔軟に連携する体制整備の必要性を確認した。	B	一人ひとりの生きづらさを地域課題と捉え、まちの仕組みに押し上げていくプロセスを重層的支援会議を活用して実施していく。	地域共生社会推進課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
4	(3)	☑避難行動要支援者の避難体制整備	地域防災力の向上	防災出前講座を開催し、地域防災力の向上を図るとともに、地域防災リーダーとして防災士の育成に取り組む。また、逃げ遅れゼロ作戦として、地域での防災力強化の取り組みについての啓発を行う。	防災出前講座を年間合計67件各地域やイベント等で実施し、地域の防災力の向上を図り、防災意識高揚に努めた。また、防災士連絡会にて研修を行い、地域防災リーダーの育成に取り組んだ。「逃げ遅れゼロ作戦」においては、継続して実施したことで、地域リーダーと防災士が連携し、防災訓練の実施につなげていくことが出来た。	A	防災出前講座を開催し、地域防災力の向上を図るとともに、地域防災リーダーとして防災士の育成に取り組む。また、逃げ遅れゼロ作戦として、地域での防災力強化の取り組みについての啓発を行う。	危機管理課
4	(3)	☑避難行動要支援者の避難体制整備	保健活動災害時マニュアル抜粋	災害活動は地域の実情に合わせた展開が必要であり、地域防災組織体制等と連携した展開が必要となる。また、大規模災害時には滋賀県や甲賀保健所、近隣市町との連携も必要となるため、組織を超えた保健師活動をする。	保健医療福祉調整甲賀地方本部運営訓練への主体的な参加および、市保健師連絡会にて「災害時保健活動」をテーマとした研修を行った。	B	甲賀市地域防災計画と整合性を図るため「甲賀市災害時保健活動マニュアル」の見直し、および誰もが対応できる「アクションカード」の作成を進める。	すこやか支援課
4	(3)	☑避難行動要支援者の避難体制整備	介護保険事業計画抜粋	地域共生社会推進課と連携し、避難行動要支援者（要介護3～5）の方に介護認定通知等と併せて制度利用の案内通知の発送を行い、制度の周知と名簿登録の推進を行う。	新規に要介護4以上の認定が出された方のうち、地域共生社会推進課が選定された方に対し、認定結果通知書送付時に、避難行動要支援者同意者名簿登録の案内通知を同封し、啓発に努めた。	A	地域共生社会推進課と連携し、名簿登録の必要な方に対し、避難行動要支援者同意者名簿登録の案内通知を同封し、啓発に努める。	長寿福祉課
4	(3)	☑避難行動要支援者の避難体制整備	避難行動要支援者支援事業	避難行動要支援者の災害時避難支援等を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成。地域への名簿情報提供に同意された方を「避難行動要支援者同意者名簿」に記載し、平時からの避難支援に活用するため。支援関係者へ配布している。また、一人ひとり「誰が・どこに・どうやって逃げるか」を考えるための「個別避難計画」の作成を推進する。	地域において、平時からの見守りや災害時の避難支援に活用できるよう「避難難行動要支援者同意者名簿」を区長・自治会長、民生委員・児童委員に提供した。また、真に支援が必要な高リスク者の災害時ケアプラン（個別避難計画）作成を推進するため、研修会を実施。地域での説明会を11か所で実施。個別避難計画作成地域は81地域となり、個別避難作成件数は1,210件となった。	B	避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる名簿を「避難行動要支援者名簿」として作成。名簿情報の提供に同意された方を「避難行動要支援者同意者名簿」として作成し、平時からの避難支援に活用する。高リスク者層への個別避難計画を拡げるため、専門職と連携を図り推進していく。	地域共生社会推進課
4	(3)	☑避難行動要支援者の避難体制整備	障がい者基本計画抜粋	地域共生社会推進課と連携し、避難行動要支援者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）の方に制度利用の案内通知の発送を行い、制度の周知と名簿登録の推進を行う。	対象者に手帳交付時において説明と同時に申請書類一式を手渡し、制度の周知と名簿登録の推進を行った。手帳所持者に対し個別通知を行い制度の周知と名簿登録の推進を図った。（地域共生社会推進課）	A	引き続き地域共生社会推進課と連携し、避難行動要支援者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）の方に制度利用の案内通知の発送を行い、制度の周知と名簿登録の推進を行う。	障がい福祉課
4	(4)	成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用支援事業	NPO法人ばんじーに業務委託し、協働しながら実施。判断能力が不十分で日常生活に支障のある高齢者や知的障がい者及び精神障がい者の方が、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な場合に、費用の一部を助成する。	判断能力が不十分な高齢者や障がい者の成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な場合に費用の一部助成を行った。また、本人や親族が成年後見制度の利用申立てが難しい場合に、ばんじーや担当課が申立て支援を行い、申立てができない場合は市長申立て手続きを行った。市長申立て：11件・報酬助成：32件・申立て費用：1件	B	判断能力が不十分で日常生活に支障のある高齢者等に対し、あらゆる権利侵害から護るための一つの方策となる成年後見制度の周知を図る。また、成年後見制度に適応する方への支援に留まらず、身寄り問題などを含めた広義の権利擁護支援を地域で展開していく。	地域共生社会推進課
4	(4)	☑子どもの権利	児童福祉一般事務	こどもの権利の理解醸成を促進するとともに、こどもの権利を保障するために、（仮）こども基本条例の制定に向けて検討を進めます。	令和8年度の条例制定に向けて、アンケート調査、意見聴取2回を実施した。また、調査結果報告書を作成した。	A	令和8年度の条例制定に向けて、条例案を作成し、パブリックコメントを実施する。	子育て政策課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	育児支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導、助言や育児の支援を行い、子育ての不安や負担、ストレスの軽減を図り、虐待防止につなげる。	子育ての不安と負担の軽減を図り、虐待の未然防止のために、支援の必要な家庭を育児支援家庭訪問員が定期的に訪問し、具体的な育児支援、相談を実施した。訪問世帯数：17世帯、訪問件数：延べ219件	A	虐待の未然防止のために、支援の必要な家庭を育児支援家庭訪問員が定期的に訪問し、具体的な育児支援、相談を実施し子育ての不安と負担の軽減を図る。	家庭児童相談室

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	所在不明児童把握事業	所在不明児童について、保護者からのネグレクトの可能性を疑い、当該児童の所在確認や状況把握等の対応をする。	乳幼児健診が未受診で、電話や家庭訪問等で連絡が取れない児童未就園児・不就学児について、関係部署・機関の協力を得て、すべての児童において居所の確認を行った。居所不明児童0人	A	乳幼児健診が未受診で、電話や家庭訪問等で連絡が取れない児童未就園児・不就学児について、関係部署・機関の協力を得て、すべての児童において居所の確認を行い、居所不明児童0人を目指す。	家庭児童相談室
4	(4)	移動支援の充実	コミュニティバスの利用促進	今後ますます進展する高齢化社会への対応や交通弱者が必要とする医療受診や通勤通学などのニーズに対応し、利用を促進する事業を実施する。	バスダイヤ改正の他、デマンド路線の増便や公共ライドシェアの導入等、バスに代わる予約式公共交通の利便性向上に取り組んだ。また、地域が自主的に取り組む移動支援事業等に取り組んだ2団体に対して経費の一部を補助した。	B	引き続き高齢化社会への対応や交通弱者が必要とする医療受診や通勤通学などのニーズに対応し、利用を促進する事業を実施する。	公共交通推進課
4	(4)	移動支援の充実	低床バスやリフト付きバスの切り替えの促進	市内公共交通の充実を図り、誰もが移動しやすい環境づくりを目指す。	利用者の乗降に配慮した低床バス車両を2台導入。	A	引き続き市内公共交通の充実を図り、誰もが移動しやすい環境づくりを目指す。	公共交通推進課
4	(4)	移動支援の充実	介護認定者福祉車両運賃助成事業	在宅の介護認定者の方の外出支援として、タクシー・コミュニティバス・信楽高原鐵道を利用できる助成券を交付し、運賃の負担を助成する。	介護認定者福祉車両運賃助成事業 11,406,200円 利用対象者 679人	A	在宅の介護認定者の方の外出支援として、タクシー・コミュニティバス・信楽高原鐵道を利用できる助成券を交付し、運賃の負担を助成する。	長寿福祉課
4	(4)	移動支援の充実	外出のための支援の充実	障がいのある人のニーズを踏まえ、移動支援事業やサービス提供事業所の体制の充実、各種制度の周知に努める。	移動支援事業 実利用者51人、のべ1,831時間利用 福祉車両運賃助成 助成決定者369人 自動車燃料費補助 補助決定者58人 自動車改造費等助成 1件（本人運転）、2件（介護者運転）	B	障がいのある人のニーズを踏まえ、引き続き移動支援事業やサービス提供事業所の体制の充実、各種制度の周知に努める。	障がい福祉課
4	(4)	こまやかなサービスの充実	介護用品購入費助成事業	在宅寝たきり要介護者等に対し、紙おむつ等の介護用品の代金について助成し、在宅高齢者等の衛生の向上及び介護者の経済的負担の軽減を図る。	介護1から5の在宅の方で、本人市民税非課税の場合、月額5,000円を助成券で助成。 介護用品購入費助成事業 50,485,000円 対象者 1,332人	A	在宅寝たきり要介護者等に対し、紙おむつ等の介護用品の代金について助成し、在宅高齢者等の衛生の向上及び介護者の経済的負担の軽減を図る。	長寿福祉課
4	(4)	こまやかなサービスの充実	緊急通報システム事業	市内に居住する在宅ひとり暮らし高齢者等の急病、事故等の緊急事態に対処し、高齢者等の日常生活上の安全確保と不安を解消する。	緊急通報システム設置業務委託 505,045円 利用者（自費利用含む）54人 通報出動件数 15件	A	市内に居住する在宅ひとり暮らし高齢者等の急病、事故等の緊急事態に対処し、高齢者等の日常生活上の安全確保と不安を解消する。	長寿福祉課
4	(4)	こまやかなサービスの充実	高齢者障害者安心生活支援事業	在宅の高齢者、障がい者等に簡易な日常生活上の援助を提供することにより、高齢者及び障害者等の安心安全な生活を守る。	高齢者障がい者安心生活支援事業 108,576円 登録者 16人 30分以内（416円）115回利用 60分以内（832円）73回利用	A	在宅の高齢者、障がい者等に簡易な日常生活上の援助を提供することにより、高齢者及び障害者等の安心安全な生活を守る。	長寿福祉課
4	(4)	こまやかなサービスの充実	在宅寝たきり高齢者等介護激励金支給事業	在宅の寝たきり高齢者を常時介護する者に対し、激励金を支給し、寝たきり高齢者の福祉向上につなげる。	高齢者1人につき月額5,000円及び特に介護負担が重度と認められる介護者に対し、特別加算とし、年1回10,000円を支給。 介護激励金 12,230,000円 対象者 379人（内特別加算15人）	A	在宅の寝たきり高齢者を常時介護する者に対し、激励金を支給し、寝たきり高齢者の福祉向上につなげる。	長寿福祉課
4	(4)	こまやかなサービスの充実	低所得者への配慮	介護保険法に基づく保険料段階の設定には低所得者への配慮を行い、引き続き多段階制を実施する。また、利用者負担軽減制度などに関する情報提供に努める。	介護保険料段階の多段階制を継続するとともに、利用者負担軽減制度について、制度利用者に更新案内を送付するとともに、窓口等で情報提供を行った。 また、認知症対応型共同生活介護事業所家賃助成として、グループホームに入居されている低所得者への支援の充実を図った。	A	介護保険法に基づく保険料段階の設定には低所得者への配慮を行い、引き続き多段階制を実施する。また、利用者負担軽減制度や特例減免などに関する情報提供に努める。	長寿福祉課

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
4	(4)	こまやかなサービスの充実	意思疎通支援の充実	障がいのある人が安心して暮らせるよう情報保障に努める。社会参加が促進されるよう、円滑な意思疎通が図れる体制を整備する。	専任手話通訳者2名の配置 手話通訳者派遣事業 手話通訳者(県)4回 (市)38回 要約筆記者(県) 15回 (市) 11回 令和3年11月に施行された「甲賀市手話言語及び情報コミュニケーション促進条例」のリーフレット配布等による周知を行った。	A	引き続き専任手話通訳者2名の配置を行い、手話派遣事業の実施、「甲賀市手話言語及び情報コミュニケーション促進条例」の周知を行う	障がい福祉課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	ファミリーサポートセンター事業	子育て世代の保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備と、地域における子育て支援の推進を図る。利用促進策として利用料の減額と活動助成金の支給を実施する。	男女ともに仕事と家庭との両立を可能にするため、地域における相互援助活動として実施した。おねがい会員の利用料を1時間500円に減額し、まかせて会員には1時間500円の活動助成金を支給した。会員数は398人（+27人）、利用数は777件（－199件）の利用があった。	B	子育て世代の保護者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備と、地域における子育て支援の推進を図る。会員数の増加のため利用促進策として利用料の減額と活動助成金の支給を継続する。	子育て政策課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	利用者支援事業（母子保健型）	すべての妊産婦と子どもを対象に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて支援プランを策定し、妊娠期から切れ目のない支援を行う。	妊娠届及び母子健康手帳発行時にすべての妊婦の方と保健師又は助産師が面談を行い、妊娠・出産・子育てに必要な情報提供を行い、必要な方には支援プランを策定した。	A	継続実施。妊娠届出時に全ての妊婦と面談を行い、妊娠・出産に必要な情報提供を行う。必要な方（リスクの高い方）には支援プランを作成し継続支援を行う。	子育て政策課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	公立園/私立園おむつ処分	園で使用した紙おむつを園で処分することにより、保護者の持ち帰りをなくし負担軽減を図る。	使用済み紙おむつを自園で処分することにより、保護者の負担軽減を図り、保育サービスの向上につなげた。 公立保育園6園、公立認定こども園4園、私立保育園4園、私立認定こども園6園、地域型保育事業所11園、認可外保育施設5園	A	公立園/私立園/認可外保育施設でのおむつ処分に加え、令和6年9月から開始した、園で使用する紙おむつの無償提供を継続し、保護者及び保育者の負担を軽減する。	保育幼稚園課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	第3子保育料無償化事業	国の保育料減免制度を拡充し、低所得の多子世帯における第2子保育料を半額から無料にする。	第2子無料化事業を実施 保育園等 延べ429人 減免総額 3,050,300円	A	第2子保育料無料化事業を実施し、多子世帯への経済的支援を行う。	保育幼稚園課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	甲賀市要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	要保護児童生徒（小学校2名、中学校2名）、準要保護児童生徒（就学前39名、小学校415名、中学校266名）に対し、合計55,315,500円（小学校27,297,595円、中学校28,017,905円）を支給した。	A	経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。	学校教育課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	第3子以降学校教育費支援事業	令和6年度で終了。	—		—	学校教育課
4	(4)	子育て世代への支援の充実	育児支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導、助言や育児の支援を行い、子育ての不安や負担、ストレスの軽減を図り、虐待防止につなげる。	子育ての不安と負担の軽減を図り、虐待の未然防止のために、支援の必要な家庭を育児支援家庭訪問員が定期的に訪問し、具体的な育児支援、相談を実施した。訪問世帯数：17世帯、訪問件数：延べ219件	A	虐待の未然防止のために、支援の必要な家庭を育児支援家庭訪問員が定期的に訪問し、具体的な育児支援、相談を実施し子育ての不安と負担の軽減を図る。	家庭児童相談室
4	(4)	子育て世代への支援の充実	所在不明児童把握事業	所在不明児童について、保護者からのネグレクトの可能性を疑い、当該児童の所在確認や状況把握等の対応をする。	乳幼児健診が未受診で、電話や家庭訪問等で連絡が取れない児童未就園児・不就学児について、関係部署・機関の協力を得て、すべての児童において居所の確認を行った。居所不明児童0人	A	乳幼児健診が未受診で、電話や家庭訪問等で連絡が取れない児童未就園児・不就学児について、関係部署・機関の協力を得て、すべての児童において居所の確認を行い、居所不明児童0人を目指す。	家庭児童相談室

基本方針	基本施策	取組	R7年度 事業名	R7年度 事業概要	R7年度 取組結果	R7年度 評価	令和8年度の取組方針	担当課
4	(4)	☒アウトリーチを通じた継続的支援事業	アウトリーチを通じた継続的支援事業	甲賀市社会福祉協議会に業務委託。 複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業を展開。	アウトリーチ等継続的支援事業を甲賀社協に委託。事業内で、はたらく体験・中高生の居場所を実施。また、ひきこもり支援のネットワーク構築のために、協議体である「ひきこもり支援ネットワーク会議ピアニッシモ」を実施した。 アウトリーチプラン：11件 家庭訪問：75件・同行支援：10件・電話：45件 面談：36件・ひきこもり支援ネットワーク会議：1回 はたらく体験：12回	B	地域の支援者、関係者との連携を通じて、支援ニーズを抱える相談者の把握を行い。家庭訪問や手紙などを通じて、直積的な関わりづくりを行い、その後適切な支援関係機関へつなぎを行う。 引きこもり支援として、仕組み・建付けとして、はたらく体験プロジェクト会議とアウトリーチ等継続的支援を連動させ機能的な運用を行う。	地域共生社会推進課
4	(4)	情報発信	広報紙発行事業 ホームページ管理運営事業 行政情報番組放送事業	広報紙、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等により市政情報を市民に届ける。	各種媒体を用いた情報発信により、「伝わる広報」を実践した。	B	引き続き、各種媒体を用いた情報発信により、「伝わる広報」を実践する。	秘書広報課